

博士(文学) 武中 桂

学位論文題名

生活環境史と自然保護政策のあいだ

– 地域の自然環境をめぐる主体形成と正当性／正統性に関する
環境社会学的研究 –

学位論文内容の要旨

本論文は、第1章で研究の理論的背景と目的が議論され、第2～6章で事例研究が行われ、最後に第7章で総合的な考察がなされて、第8章で結論が述べられる、という構成になっている。

第1章では、本論文の目的を明らかにした上で、その背景としての先行研究の整理がなされる。すなわち、まず、環境社会学における「地元」論、「よそ者」論が取り上げられ、その両者をつなぐ論理の可能性が、環境社会学における「主体形成」論にからめながら論じられる。

第2～3章は、北海道にある野幌国有林ならびにそこに隣接する野幌地区が事例とされる。

第2章では、野幌地区住民の生活環境史を記述し、その中でとくに「豊かな自然環境」として一般に認知されている場所に対して彼らが「荒れている」という共通のイメージを持つことが取り上げられる。かつて山仕事、薪材、用材といった面でこの森と深く関わってきた野幌地区住民たちは、ライフスタイルの変化に伴って国有林との関係が希薄になった。現在、野幌国有林に対して野幌地区住民は「荒廃した」というイメージを持っているが、それは、林木の払い下げが終了したことによって「支障木」が国有林内に残留していること、さらには、国有林に関する一切の維持、管理を行政が担うようになって心理的に遠いところに位置するものとして捉えるようになったことを背景としていることが論じられる。

しかし、第3章では、野幌地区に暮らす人々が、野幌国有林を今もなお「自分たちのヤマ」として位置づけていることが取り上げられる。今日国有林と直接関係のない生活を送っているにもかかわらず、今なお彼らはそこを「ヤマ」と呼び、そして「ヤマ」を守る活動（野幌森林愛護組合）を続けている。そのことについてこの章では、開拓時の土地区分および領有意識を引き継いでいることを背景にしていることが明らかにされる。さらにそのことが、野幌地区住民がそこに「かかわることの正当性／正統性」を主張することができる根拠となっていることが論じられる。

続く第4～6章で事例として取り上げられるのは、宮城県の燕栗沼とその周辺集落である。燕栗沼は、日本有数のマガンのねぐらであり、ラムサール条約登録湿地として知られている。

第4章では、燕栗沼を生活者の視点から描写し直し、地域社会における入会地としての姿を浮かび上がらせている。そこでは、まず燕栗沼が地域住民によってヨシ刈り、漁撈、狩猟、遊びの場として機能していたこと、そしてそうした関係が次第に薄れていったことが生活環境史として描かれる。さらに1996年に沼の全面掘削の賛否をめぐって地域住民と自然保護団体との間で議論があったことが取り上げられ、そ

れ以降も水田耕作を営む地域住民が「遊水地」として沼を機能させるために人為的な介入の必要性を主張しているさまが描かれる。そして自然保護団体も次第に人為的介入の必要を唱え出す中で、地域住民がラムサール条約とは異なる側面から蕪栗沼との関係性を位置づけた試みが、結果として蕪栗沼の保護、保全にもつながっていることが論じられる。

第5章では、ラムサール条約登録との関連で行政主導のもと進められるようになった環境保全型農業「ふゆみずたんぼ」の取り組みが取り上げられ、そこにおける住民たちの「主体形成」が議論される。水田のラムサール条約登録に合意し「ふゆみずたんぼ」に取り組む人々の姿は、一見すると行政とともにマガソを保護しているように見えるが、水田耕作を営む彼らにとってマガソは害鳥であると認識されている。それにもかかわらず、彼らが自らの所有する水田を条約に登録し「ふゆみずたんぼ」をおこなう背景には、米への付加価値と圃場整備事業の採択が挙げられる。すなわち、地域住民は「次世代への環境のバトンタッチ」、「消費者への安心・安全な米の提供」といった、「マガソ保護のため」という行政の意図とは必ずしも一致しない独自の積極的な目的を定めた上で「ふゆみずたんぼ」を実践している。そしてそのズレは行政も認識している。環境保全政策をいわゆる「政策」から、地域住民による積極的な「実践」へと転向させるためのしくみづくりの手段のひとつとして、環境認識のズレ（差異）の存在を認め、それを許容する形での政策のあり方が論じられる。

第6章では蕪栗沼の一部である「白鳥地区」を事例とし、「自然再生」についての考察がなされる。この「白鳥地区」では、そこで水田耕作を行っていた人たちが国によって1973年に占有許可の取り消しを言い渡され、そこから住民と行政のあいだの長い交渉が始まる。住民は結果的にこの地区から撤退するが、同時に、彼ら（の一部）は、マガソ保護の活動に乗り出す。すなわち、自分たちが耕作を放棄して水田が湿地に戻るということは、「マガソを保護する」という意味合いにおいて社会的な貢献につながると人々は理解し、マガソのねぐらとしての蕪栗沼を整備するために耕作を全面放棄したという大義名分を得た。さらに、こうした取り組みを通して、元耕作者たちはそこを「自分たちの土地」として位置づけ、自分たちと白鳥地区とを「結びつけて」いる。この事例から、「土地との結びつき」、さらには「土地との結びつきを持つ人々を中心とした新たなかかわり」の創出とが自然再生において鍵となることが論じられる。

以上の事例研究を踏まえ、第7章では、以下のことが論じられる。第1に、環境保全政策が外から持ち込まれたときに住民は、その変化に必ずしも従順になるのではなく、上からの政策を、自らの生活に即した形で主体的に読み替え、それによって結果的に環境保全政策の担い手になりうる。第2に、行政の意図と住民の意図とがずれていることが多いが、それを認めた上での協働が成り立っている場合、生活に即した住民の主張や行為が、環境保全政策の中で正当性／正統性をもちうる。第3に、地域住民がそのように主体性を發揮し、かつ正当性／正統性を担保することに成功する背景には、住民たちのその土地への領有意識がある。逆に言えば、領有意識が間接的に正当性／正統性の根拠になっているのである。第4に、今日の環境保全政策においては、地域住民の行為が各アクター間のバランスを保つ「装置」として働くことによって、多様なアクターの多様なかかわりが共存する可能性が生まれる。

学位論文審査の要旨

主査 教授 宮内泰介
副査 教授 池田透
副査 教授 松岡昌則

学位論文題名

生活環境史と自然保護政策のあいだ

－地域の自然環境をめぐる主体形成と正当性／正統性に関する
環境社会学的研究－

本論文は、日本国内の2つの地域における詳細な事例研究をもとに、自然保護・環境保全政策と地域住民との関係について、主体形成や正当性／正統性の問題を軸にしながら論じたものである。その成果は、当該研究領域にいくつかの新しい視点をもたらすことに成功している。

自然環境と地域住民とのかかわりについては、これまで環境社会学などにおいて多角的に論じられてきた。そうした中で本論文がもつ意義と成果としては、以下の3点を挙げることができる。第1に、自然保護政策が行われている地域における政策と地域住民との関係について、その詳細な生活環境史にまでさかのぼって論じたものはいまだ少ない。とくにラムサール条約登録湿地における同様の研究はほとんどなく、本論文は先駆的な意味を持っている。第2に、そこで論じられている、住民の主体形成や正当性／正統性のあり方は、環境社会学などで論じられはじめたばかりの課題であり、本論文はそれを事例に基づいて詳細に論じており、そうした議論にいくつかの新しい視点をもたらした。第3に、本論文で取り上げられた2つの事例は、環境保全政策と地域住民との関係を含めた詳細なモノグラフとしての価値を有しており、今後環境諸科学におけるさまざまな議論に基礎的なデータを与えるだろう。

しかし、自然環境とのかかわり以外の住民生活の全体性を踏まえた議論が足りない点、また、この2つの事例から導き出された諸点がどの程度他地域でも応用できるようなものかについての検討が足りない点など、いくつかの問題点が指摘されうる。しかしこれらの問題は今後の研究により乗り越えられるものと推察される。本研究の成果の一部はすでに査読付き学会誌論文3本を含む6本の論文として公刊されており、すでに学界でも一定の評価を得ている。

以上のことと総合的に評価し、本審査委員会は、本論文の著者武中桂氏に博士（文学）の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。